

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、改正法附則第18条第4項の規定にもとづき届出を行なった電気特定小売供給約款（2023年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、附則4（料金についての特別措置）に定める口座振替割引額および料金前払割引に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

（1）Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円 銭		円 銭	
定額電灯				
需要家料金				
1 契約につき	104.50		9.50	
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	72.07	(5.44)	6.55	(0.49)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	121.09	(10.89)	11.01	(0.99)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	221.23	(21.78)	20.11	(1.98)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	320.33	(32.68)	29.12	(2.97)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	519.55	(54.45)	47.23	(4.95)
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	260.36	(27.24)	23.67	(2.48)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	244.78	(16.26)	22.25	(1.48)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	404.86	(32.54)	36.81	(2.96)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	202.98	(16.26)	18.45	(1.48)
従量電灯A				
最低料金				
1 契約につき最初の15キロワット時まで	542.07	(205.20)	49.28	(18.65)
電力量料金				
15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	21.46	(0.70)	1.95	(0.06)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	28.14	(0.70)	2.56	(0.06)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30.26	(0.70)	2.75	(0.06)
従量電灯B				
基本料金				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	431.90	(24.90)	39.26	(2.26)
電力量料金				
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18.77	(0.70)	1.71	(0.06)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24.86	(0.70)	2.26	(0.06)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26.73	(0.70)	2.43	(0.06)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
臨時電灯 A				
1 日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8.31	(0.50)	0.76	(0.05)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	16.58	(0.96)	1.51	(0.09)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	16.58	(0.96)	1.51	(0.09)
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	165.80	(9.66)	15.07	(0.88)
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	165.80	(9.66)	15.07	(0.88)
臨時電灯 B				
最低料金				
1 契約につき最初の15キロワット時まで	705.81	(191.84)	64.16	(17.44)
電力量料金				
上記をこえる1キロワット時につき	33.27	(0.77)	3.02	(0.07)
臨時電灯 C				
基本料金				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	512.71	(61.71)	46.61	(5.61)
電力量料金				
1キロワット時につき	29.38	(0.77)	2.67	(0.07)
公衆街路灯 A				
需要家料金				
1 契約につき	99.00		9.00	
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	66.57	(5.44)	6.05	(0.49)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	114.49	(10.89)	10.41	(0.99)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	209.13	(21.78)	19.01	(1.98)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	302.73	(32.68)	27.52	(2.97)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	492.05	(54.45)	44.73	(4.95)
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	246.06	(27.24)	22.37	(2.48)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	229.38	(16.26)	20.85	(1.48)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	381.76	(32.54)	34.71	(2.96)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	190.88	(16.26)	17.35	(1.48)
公衆街路灯 B				
最低料金				
1 契約につき最初の15キロワット時まで	510.17	(205.20)	46.38	(18.65)
電力量料金				
上記をこえる1キロワット時につき	20.18	(0.70)	1.83	(0.06)
公衆街路灯 C				
基本料金				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	393.40	(24.90)	35.76	(2.26)
電力量料金				
1キロワット時につき	17.86	(0.70)	1.62	(0.06)
低圧電力				
基本料金	1,203.40	(92.40)	109.40	(8.40)
契約電力1キロワットにつき				
電力量料金				
1キロワット時につき				
夏季料金	15.61	(0.60)	1.42	(0.05)
その他季料金	14.32	(0.60)	1.30	(0.05)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
臨時電力				
定額制供給の場合				
契約電力1キロワット1日につき	211.08	(14.21)	19.19	(1.29)
従量制供給の場合				
電力量料金				
1キロワット時につき				
夏季料金	18.57	(0.72)	1.69	(0.07)
その他季料金	17.09	(0.72)	1.55	(0.07)
農事用電力A (かんがい排水需要)				
基本料金				
契約電力1キロワットにつき	862.40	(92.40)	78.40	(8.40)
電力量料金				
1キロワット時につき				
夏季料金	11.42	(0.60)	1.04	(0.05)
その他季料金	10.49	(0.60)	0.95	(0.05)
農事用電力B (脱穀調整需要)				
定額制供給の場合				
契約使用期間				
最初の30日まで				
契約電力				
0.5キロワット	3,801.55	(75.30)	345.60	(6.85)
1キロワット	5,507.30	(150.30)	500.66	(13.66)
2キロワット	8,995.11	(300.60)	817.74	(27.33)
3キロワット	12,511.41	(450.90)	1,137.40	(40.99)
4キロワット	14,994.04	(601.20)	1,363.09	(54.65)
5キロワット	17,487.64	(751.80)	1,589.79	(68.35)
30日をこえる1日につき				
契約電力				
0.5キロワット	37.32	(2.51)	3.39	(0.23)
1キロワット	57.45	(5.01)	5.22	(0.46)
2キロワット	125.60	(10.02)	11.42	(0.91)
3キロワット	191.64	(15.03)	17.42	(1.37)
4キロワット	265.22	(20.04)	24.11	(1.82)
5キロワット	335.58	(25.06)	30.51	(2.28)
農事用電力C (育苗・栽培需要)				
定額制供給の場合				
契約電力1キロワットにつき				
最初の30日まで	6,632.61	(304.20)	602.96	(27.65)
30日をこえる1日につき	221.08	(10.14)	20.10	(0.92)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(2) 附則 4 (料金についての特別措置) に定める口座振替割引額

単 位	口座振替割引額	消費税等相当額
1 契約につき	円 銭 55.00	円 銭 5.00

(3) 附則 4 (料金についての特別措置) に定める料金前払割引額

単 位	料金前払割引額	消費税等相当額
1 需給契約ごと 1 月につき	円 銭 22.00	円 銭 2.00